

計画の進行管理

進行管理

職員自身が業務内容と人権との関わりを十分認識しておく必要があるため、行政内部の人権行政に対する認識状況の把握に努めます。

また、すべての施策を人権確立の視点から捉えて目標を設定し、経年比較するなどその進行管理を行います。その際、PDCAサイクルによって絶えず見直しや改善等を行い、効率的・効果的な施策の実施に努めます。

評価結果の公表

本計画の進行管理については、毎年、とりまとめを行い、「富田林市人権尊重のまちづくり審議会」に報告するとともに、その評価を広く市民に公開します。

第2次富田林市 人権行政推進基本計画

～人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現に向けて～

概要版

第2次富田林市人権行政推進基本計画

発行日 2019（平成31）年3月

発 行 富田林市市民人権部人権政策課

〒584-8511 大阪府富田林市常盤町1番1号

電話 0721-25-1000（代表）

FAX 0721-25-9037

E-mail jinken@city.tondabayashi.lg.jp

2019(平成31)年3月

富田林市

はじめに

「人権の尊重」は国際社会において最重要課題として認識され、あらゆる分野でもっとも優先度の高い政策指標となっています。

わが国では、人権に関する制度の整備や施策の推進は、憲法や世界人権宣言をはじめとする国際的な人権諸条約などに沿って図られています。しかし、人権をめぐる社会情勢は大きく変化し、ヘイトスピーチや子どもの貧困問題など新たな課題が発生しています。また、依然として、同和問題や障がい者差別、子どものいじめ、男女格差などさまざまな課題が存在し、人権問題が複雑・多様化しています。

このような中、本市における今後の人権施策の方向性を示した「第2次富田林市人権行政推進基本計画」(以下「本計画」という。)を策定しました。

本計画では、前基本計画に引き続き、すべての人に生命・自由・幸福の追求という基本的人権を保障し、近代社会の原理である市民的権利と市民的自由が確立・保障されるよう、自治体行政は人権行政であるという視点に立って、行政運営を実践していくことをめざしています。

今後は、本計画に基づき、人権行政を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画の期間

本計画の期間は、2019年度～2028年度までの10年間とします。

計画の位置づけ

本計画は、本市全体で取組む人権行政の方向性を示しており、富田林市総合ビジョン及び総合基本計画の分野別施策「多様性の尊重による共生社会の形成」に寄与する計画とします。

計画の策定方針と施策の体系

自治体行政は、近代市民社会の原理である市民的権利と市民的自由を確立・保障することを目的としています。本市では、この自治体行政は人権行政であるという認識のもとに行政運営に取組みます。

また、行政だけでなく市民においても「人権」の概念について共通認識をもっておく必要があることから、本計画では、前基本計画で提起された3つの視点を継承し、すべての人の基本的人権の確立・保障をめざします。

人権行政のための3つの視点

1 自治体行政＝人権行政

自治体行政の目標は、憲法の理念を地域社会で実現することであり、人権部局以外のセクションも自治体行政は人権行政であるという共通認識に立ち、すべての人の基本的人権を確立・保障しなければなりません。

2 自治体職員の役割

市民のさまざまな権利の確立・保障に深く関与している職員は、日頃から人権認識を培い、人権の確立について自らの問題として認識することが求められます。

3 市民主体の市民参画による啓発活動の創造

人権教育・啓発は行政側からの一方的なものではなく、権利の主体として市民側からの自主的な取組みとして行うことが大切です。

人権行政の 基本的なあり方

人権尊重の理念

すべての人が、人権の意義及びその尊重と共に存の重要性について認識を深めるとともに、権利の行使にともなう責任を自覚し、他人の人権も尊重するという人権尊重の理念に基づき推進します。

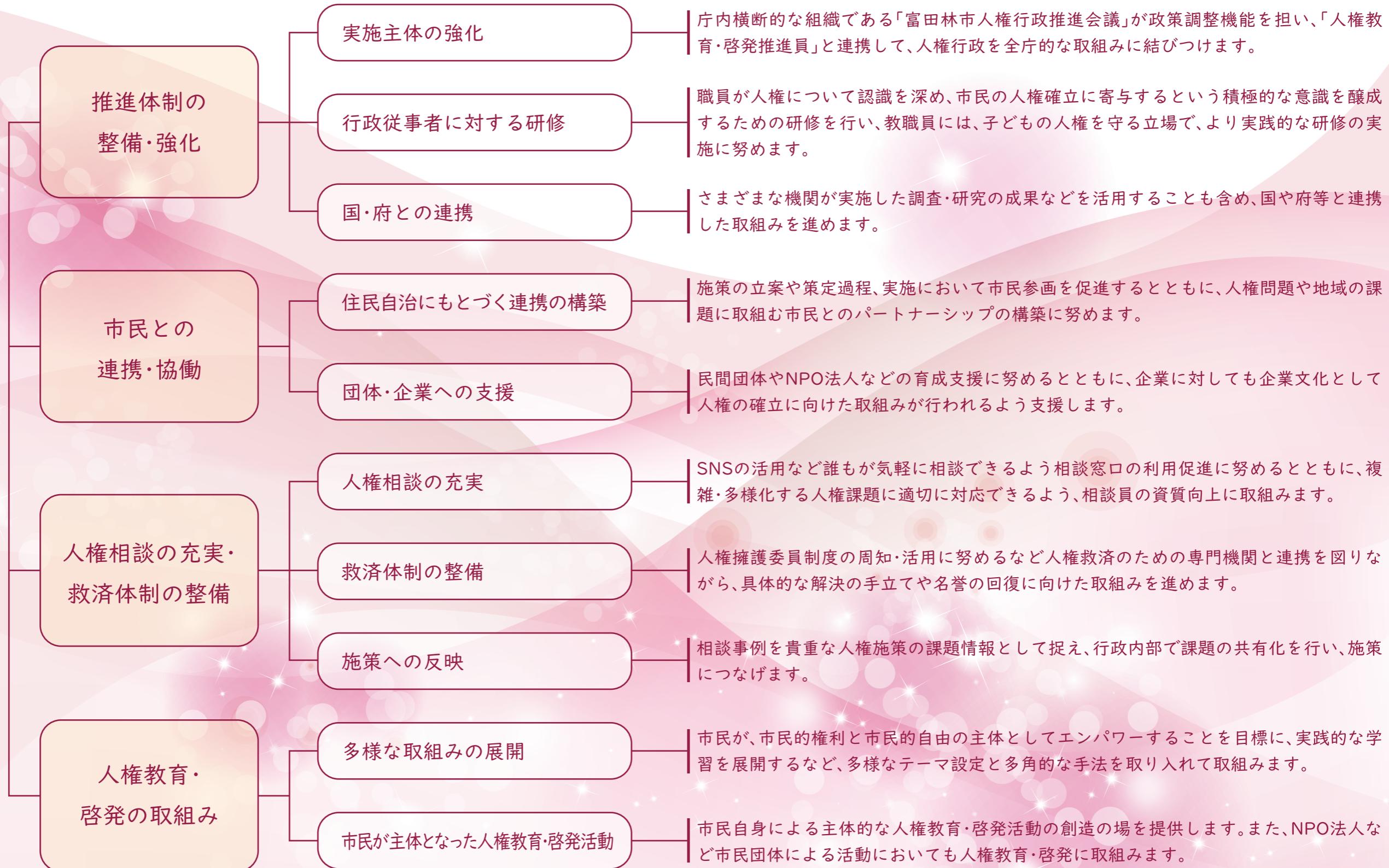
取組み方針

すべての職員が人権の概念について認識を深め、自治体行政は人権行政であるという認識に立って施策に取組みます。また、市民一人ひとりが権利の主体として自ら行動できる(エンパワーできる)取組みを進めます。

施策の体系

「人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現」をめざして、人権行政を総合的・横断的に推進します。

人権が尊重される潤いのある豊かなまちの実現



人権課題への取組み

I 同和問題

- 「部落差別解消法」の趣旨を市民に周知するとともに、同和問題に対する正しい認識と理解を深めるため、学校教育・社会教育において同和問題に関する学習を推進します。
- 地域内外の交流事業や協働事業の取組みを進めるとともに、相談体制の整備に努めます。

2 子ども

- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、支援を要する子どもの早期発見と支援に努めます。
- ひきこもりやニートなどさまざまな問題を抱える若者が社会参加できるよう、自立に向けた支援を行います。
- 子ども自身が権利の主体としてエンパワーできるよう、発達段階に応じた効果的な人権教育・啓発を推進します。

3 女性

- 性別に基づく固定的な役割分担意識を解消するための啓発や、慣習の見直しなどの取組みを進め、あらゆる意思決定の場における女性の参画促進と意識の向上に努めます。
- ワーク・ライフ・バランスが実現できる誰もが働きやすい環境づくりを推進します。
- DVをはじめとする女性に対するあらゆる暴力を根絶するための基盤整備と関係機関と連携した幅広い取組みを推進します。
- 女性の生涯を通した健康支援、さまざまな困難を抱える人の自立支援に努めます。

4 障がい者

- 障がい者の権利保障と社会参画の確保に向けて、障がい者雇用への理解と促進、インクルーシブ教育やバリアフリーの推進、虐待防止、偏見や差別意識の解消などに取組みます。
- すべての障がい者が、社会、経済、文化、その他あらゆる分野に参加でき、障がいのある人もない人も、相互理解と支え合いのもと、地域でともに安心して暮らせる共生社会の実現をめざします。

5 高齢者

- 高齢者の尊厳保持と権利擁護として、高齢者虐待に関する取組みを進めるとともに、成年後見制度等の利用周知に取組みます。
- 高齢者が経験と能力を生かし、さまざまな社会的活動に積極的に参加できるよう条件整備を進めるとともに、高齢を理由に就労の場から排除されない社会の実現に努めます。
- 住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、若年性認知症者の早期発見や、認知症に対する理解の促進、医療、介護、地域が有機的かつ包括的に機能できるよう施策を推進します。

6 外国人市民

- 教育、労働、福祉、医療、防災などさまざまな場面で多言語による情報提供や生活支援を行います。
- 交流機会の拡大や国際理解教育の推進、生活習慣や文化の違いを互いに尊重し合うなど、外国人市民も地域社会のひとりとして、安心して住み続けられる多文化共生のまちづくりをめざします。

7 インターネット

- インターネットの適切な利用や自らが発信する情報に責任を持つ姿勢を促すとともに、自分の権利を守り、相手の人権も尊重する教育・啓発に取組みます。
- 人権侵害について関係機関と連携を図るなど迅速な対応を行い、相談、支援に取組みます。
- インターネットからの情報を鵜呑みにせず、主体的・批判的に読み解く能力(メディア・リテラシー)を高めるための取組みを推進します。

8 性的マイノリティ

- 性的マイノリティの児童・生徒へのきめ細かな対応に努めるとともに、周囲や教職員の理解を促進します。
- 当事者の思いに寄り添いながら、自己決定ができ、権利が保障されるよう、社会的慣行や各種制度等を見直すことで、誰もが自分らしく生きることができる社会をめざします。

9 さまざまな人権課題

- HIV感染者やエイズ患者、ハンセン病回復者、犯罪被害者とその家族、ホームレスの人、こころの病、アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮による拉致問題、東日本大震災に起因する人権侵害などさまざまな人権課題があります。それぞれの人権問題に対する正しい知識と理解を深める教育・啓発を行うとともに、偏見や差別意識の解消に取組みます。